

池田市子ども医療費の助成に関する条例

平成6年4月1日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、保護者の医療費負担を軽減するとともに、子どもの保健の向上と健全な育成に寄与し、もって子どもの福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療費 規則に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付、療養費等（保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費若しくは家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は特別療養費（入院時食事療養費の給付及び精神病床への入院に係る給付を除く。）をいう。以下同じ。）の支給又は他の法令の規定による医療に関する給付の対象となる医療費をいう。
- (4) 自己負担費用 医療保険各法の規定により医療を受けた者又は保護者（保護者であつた者を含む。）が支払うべき額（療養費等若しくは医療保険各法の規定による高額療養費の支給の対象となる場合、国若しくは地方公共団体の負担による療養の給付が行われる場合又は医療保険各法（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）を除く。以下「社会保険各法」という。）の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により医療を受けた

者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われる場合は、その額を控除した額)をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する子どもとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としてしない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者

(2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者(被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であった者を含む。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(3) 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例(昭和48年池田市条例第40号)の規定により医療証の交付を受けている者

(4) 池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年池田市条例第13号)の規定により医療証の交付を受けている者

(助成の範囲)

第4条 市長は、次に掲げる場合に医療費の助成を行い、その助成の額は、入院医療及び通院医療に係る自己負担費用から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)とする。

(1) 医療保険各法の規定による療養の給付又は療養費等の支給を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、他の法令の規定により医療に関する給付を受けたとき。

(入院助成の期間)

第5条 入院に係る医療費の助成の対象となる期間は、対象者の入院の日から退院の日までとする。ただし、次の各号に定める場合における当該期間の始

期又は終期はそれぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 入院している子どもが当該入院中に、本市に住所を有することとなった場合における助成の始期は、当該住所を有することとなった日とする。

(2) 入院している対象者が当該入院中に、本市に住所を有しなくなった場合における助成の終期は、当該住所を有しなくなった日とする。

(申請等)

第6条 この条例により医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、規則で定める医療証を当該対象者の保護者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定による資格の審査のため必要があるときは、当該対象者の保護者に対し、出頭を求め、質問をし、文書の提示又は必要な事項の報告を求めることができる。

(助成の方法)

第7条 第4条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日から適用する。ただし、対象者が出生した日又は本市に住所を有することとなった日から1月以内に申請を行ったときは、当該出生した日又は本市に住所を有することとなった日から適用するものとする。

2 市長は、医療費の助成を行うときは、助成額に相当する金額を健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）に支払うことにより行う。ただし、前条第1項の規定による申請のあった日から同条第2項の規定に基づく医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたときその他市長が特別の理由があると認めるときは、当該助成すべき額を当該対象者の保護者に直接支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(医療証の提示)

第8条 第6条第2項の規定により医療証の交付を受けた対象者の保護者は、大阪府内に住所を有する医療機関において、当該受給者が第4条の規定に基づく医療費の助成を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し、医療に関する損害賠償を受けたときは、その限度において、第4条の規定により助成すべき額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(届出義務)

第10条 医療証の交付を受けた対象者の保護者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第11条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(不正利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還をさせることができる。

(報告等)

第13条 市長は、医療費の助成に当たり必要があると認めるときは、第6条第2項の規定に基づき医療証の交付を受けた保護者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し当該保護者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることが

できる。

(助成の制限)

第 1 4 条 市長は、当該保護者が、正当な理由なく前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第 1 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 6 年 7 月 1 日前に第 6 条第 1 項に基づく申請があった場合における第 8 条第 1 項の規定の適用については、同条中「、当該申請のあった日の属する月の初日」とあるのは「平成 6 年 7 月 1 日」とする。
- 3 この条例による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、平成 6 年 7 月 1 日以後に受けた入院医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた入院医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例等の規定は、この条例の施行の日以後の食事の提供に係る医療費の助成について適用

し、同日前の食事の提供に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、平成9年7月1日以後の通院に係る医療費の助成について適用し、同日前の通院に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行日以後の療養に係る医療費について適用し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例第3条第2項の規定は、この条例の施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例、池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例及び池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び池田市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行日以後の医療費について適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行日以後の医療費について適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の池田市児童医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行日以後の医療費について適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の池田市児童医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行日以後の医療費について適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の池田市児童医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療費について適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の池田市児童医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療費について適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の池田市老人医療費の助成に関する条例（以下「旧老人医療費助成条例」という。）の規定による医療証の交付を受けている者（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に大阪府内の本市以外の市町村において医療証の交付を受けている者のうち施行日以後当該本市以外の市町村から本市に住所を変更したものを含む。）に係る施行日から平成30年10月31日までの間における医療費の助成については、旧老人医療費助成条例の規定は、施行日以後も、なお従前の例による。この場合において、医療費の助成については、旧老人医療費助成条例の規定（同条例第2条の対象者に係る規定を除く。）をそれぞれ第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例（以下「重度障がい者医療費助成条例」という。）の相当規定に読み替えて適用するものとする。

6 重度障がい者医療費助成条例、第2条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（以下「新ひとり親家庭医療費助成条例」という。）及び第3条の規定による改正後の池田市児童医療費の助成に関する条例（以下「新児童医療費助成条例」という。）の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診療に係る医療費の助

成については、なお従前の例による。

- 7 第1条の規定による改正前の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例、第2条による改正前の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び第3条による改正前の池田市児童医療費の助成に関する条例の規定に基づきなされた申請（変更申請を含む。）及び届出については、施行日以後においては、重度障がい者医療費助成条例、新ひとり親家庭医療費助成条例及び新児童医療費助成条例の規定に基づきなされた申請（変更申請を含む。）及び届出とみなす。
- 8 附則第6項の規定にかかわらず、重度障がい者医療費助成条例、新ひとり親家庭医療費助成条例及び新児童医療費助成条例に規定する精神病床への入院に係る医療費の助成については、施行日以後にこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づき新たに対象者となる者について適用し、施行日前におけるこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定による医療証の交付を受けている者（施行日前に大阪府内の本市以外の市町村において医療証の交付を受けている者のうち施行日以後当該本市以外の市町村から本市に住所を変更したものを含む。）に係る当該医療費の助成については、施行日から平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。この場合において、改正前の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成については、重度障がい者医療費助成条例の相当規定に読み替えて適用するものとする。
- 13 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例に基づく医療証の交付を受けている者のうち児童（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）については、新児童医療費助成条例第3条第1項の規定にかかわらず、当該医療証の効力を失うまでの間は、同項の規定に基づく対象となることはできないものとする。

(準備行為)

- 1 6 重度障がい者医療費助成条例の規定、新ひとり親家庭医療費助成条例の規定及び新児童医療費助成条例の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定の例により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による改正後の池田市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新子ども医療費助成条例」という。）の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新子ども医療費助成条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び新子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 4 第3条による改正前の池田市児童医療費の助成に関する条例（以下「旧児童医療費助成条例」という。）の規定に基づきなされた申請（変更申請を含む。）及び届出については、施行日以後においては、新子ども医療費助成条例の規定に基づきなされた申請（変更申請を含む。）及び届出とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧児童医療費助成条例第6条第2項の規定により交付されている医療証は、新子ども医療費助成条例第6条第2項の規定により交付されたものとみなす。